

令和3年度 第1回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和3年7月2日(金) 午前10時00分～10時50分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	橋口、松岡、三島、丸山
労働者代表委員	今村、鎌田、中川、西、野口
使用者代表委員	奥野、甲斐、河野、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【室長補佐】

皆様、こんにちは。

会議に先立ちまして、開催案内でも通知しておりましたが、「クールビズ期間」として、事務局一同、夏季軽装で出席させていただいておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、広めの会場としていること、会場入口に消毒液を設置していること、出席者にマスクの着用を求めていること等の対策を講じていることをお伝えいたします。

ただいまから令和3年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

申し遅れましたが、私は賃金室長補佐の吉田と申します。

会長に議事を引き継ぐまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしく願い致します。

まず、本日の出欠状況でございますが、公益代表の四方委員が校務のため欠席となっております。ただいまの時刻、本日の委員の出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計14名です。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行ったところ、傍聴希望の申出はございませんでした。

つぎに、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

委員の名簿は、審議会の資料の1頁目にございます。

まず、56期の委員の改選がございまして、新たに3名の方にご就任いただきました。

ご紹介いたしますので簡単にご挨拶をお願いいたします。

まず、公益代表委員の丸山様です。

【丸山委員】

丸山と申します。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

労働者代表委員の鎌田様です。

【鎌田委員】

鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

使用者代表委員の松尾様です。

【松尾委員】

松尾と申します。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

それでは、55期から引き続いている委員の皆様を公・労・使の順にご紹介いたします。
名簿の順に紹介させていただきます。

最初に公益委員からご紹介いたします。

四方委員は欠席でございます。

橋口委員でございます。

松岡委員でございます。

三島委員でございます。

次に労働者側委員をご紹介いたします。

今村委員でございます。

中川委員でございます。

西委員でございます。

野口委員でございます。

続きまして使用者側委員をご紹介いたします。

奥野委員でございます。

甲斐委員でございます。

河野委員でございます。

野口委員でございます。

事務局につきましては、順に自己紹介いたします。

【労働局長】

労働局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

【基準部長】

労働基準部長の松野でございます。よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

賃金室長の森でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

賃金室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、本年度第1回目の審議会の開催にあたり、田中労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

令和3年度第1回宮崎県最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。
また、日頃から、賃金行政をはじめ労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。

第56期の審議会委員につきましては、令和3年5月1日から令和5年4月末まで2年間の任期でお願いするもので、皆様大変お忙しい中と存じますが、今期も宜しく申し上げます。

また、今期は、公益代表1名、労働者代表1名、使用者代表1名のご退任に伴い、今年度、新たに3名の方に委員にご就任いただきました。新任委員の方には、最低賃金についての社会的関心が高い状況の中、ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、宮崎県における新型コロナウイルスの感染状況は6月27日時点ではステージ1でありまして、感染者が散発的に発生する状況で、ワクチン接種が進む中で、新たな局面を迎えています。ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引上げは重要であり、宮崎県の最低賃金については、当審議会で公労使の皆様我真摯に審議していただき、昨年度は3円の引上げで、この10年間で151円の引き上げとなりました。

一方、直近の宮崎県の経済、雇用情勢を見ますと、6月4日に発表された日銀宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」によれば、「宮崎県の景気は、このところ足踏み状態となっている。」とされています。

さらに、当労働局が6月29日に発表した宮崎県の令和3年5月分の有効求人倍率（季節調整値）は1.34倍と前月より0.04ポイント上昇していることなどから、「雇用失業情勢は、求人が緩やかに持ち直すなか、就職環境に明るさがみられるが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。」と判断したところです。

宮崎県内の多くの事業主の方々が、全力で雇用維持に取り組んでいただいておりますが、私共宮崎労働局としましては、コロナによる経営への影響が大きい飲食・宿泊等の分野に対する雇用調整助成金等をご活用いただき、労使各位にも御協力いただきながら、雇用の維持、事業の維持、そして生活・暮らしを守り抜いてまいりたいと考えています。

このように、全国並びに宮崎県の経済状況や雇用環境は、コロナの影響が長引いておりますが、委員皆様におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方に併せて、経済・企業・雇用動向等の状況、労働者の最低労働条件の確保等総合的観点から、ご審議・ご判断をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、本年度第1回目の最賃審議会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。
それでは、最初の議題に入ります。
本日は、56期の第1回の会議ですので、会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。

会長及び会長代理は、最低賃金法第 24 条の規定により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することになっております。

従来、労使の代表者協議により推薦をいただいていたところですが、既に協議済みであれば、ご発言をお願いします。

【中川委員】

事前に使用者側委員と協議しております。

会長に松岡委員、会長代理に橋口委員をご推薦したいと思います。

【室長補佐】

ただいま、会長に松岡委員、会長代理に橋口委員の推薦がありました。ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

ここからは、松岡会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

松岡会長、よろしくをお願いします。

【松岡会長】

それでは、議題 2 の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思います。

はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【局長】

(諮問文を読み上げて手交) よろしくをお願いします。

【松岡会長】

ただいま、局長から諮問がございました。

委員の皆様のお席に、諮問文の写しが配付されたところで、事務局から諮問内容について説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは、諮問の内容について説明させていただきます。

諮問本文の 2 行目 3 行目の閣議決定は第 1 回中央最低審議会資料に係る部分抜粋がございまして、本日の会議資料に P129 ページからとなっております。

まず、全国の経済・雇用の状況をご説明いたします。

資料は添付しておりませんが、6 月 24 日の(内閣府)月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とされており、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされております。

同じく、資料はございませんが、総務省が 6 月 29 日に発表しました労働力調査によりますと、

5月の完全失業率（季節調整値）は3.0%。前月に比べ0.2ポイントの上昇となっております。

次に、宮崎の経済・雇用の状況です。

先ほどの局長の挨拶のとおり6月4日に発表されました日本銀行宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」によりますと、「宮崎県の景気は、このところ足踏み状態となっている。」「労働需給は、改善しつつある。雇用者所得は、弱い動きとなっている。」とされています。

併せて、局長の挨拶でも、当労働局が発表した宮崎県の「雇用失業情勢」で有効求人倍率（季節調整値）の上昇が説明されたところでございますが、71か月連続で1倍台を維持しており、正社員有効求人倍率（原数値）は0.96倍と前年同月より0.14ポイント上昇しています。

都道府県別の有効求人倍率は全国平均の1.09倍を上回り、九州8県の中では、熊本につぎ、第2位となっています。

次に、今年度、全国における春季賃上げ回答妥結状況です。

6月4日付け連合発表では全体で2.03%（5,830円）の引上げ、6月11日付け経団連（中小企業）発表では1.72%（4,444円）の引き上げとなっています。

本年6月22日、中央最低賃金審議会が開催され、田村厚生労働大臣から「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。」との諮問が行われたところです。

宮崎県における今年の宮崎県最低賃金の改正決定の調査審議におきましては、以上の点を踏まえつつ、労働者の労働条件の改善と生活の安定といった最低賃金法の目的と併せて、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の法定基準であります労働者の生計費、労働者の賃金、企業の支払い能力といった状況、そして、目安制度の意義等も含めて総合的に審議いただき、最低賃金審議会としての意見をお伺いしたいと考え、諮問させていただく次第です。

本審議会からの答申を踏まえ、局長において宮崎県最低賃金を改定させていただくこととなります。

委員の皆様方には活発なご審議を賜り、ご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【松岡会長】

局長から諮問があった場合には、専門部会を設置することになっておりますが、まず、この専門部会の構成及び審議会の従来の例等について事務局から説明いただきたいと思っております。

【賃金室長】

資料として配付しております「令和3年度版最低賃金決定要覧」にて説明いたします。

P142以下に最低賃金法関係法令が掲載されております。

専門部会の設置に関する規定につきましては、P146の第25条第2項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されております。

委員の構成については、第25条第3項には「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する。」と規定されております。

専門部会の委員の数につきましては、P151の最低賃金審議会令第6条1項におきまして、「委員の数は9人以内とする。」と規定されております。宮崎も各側3名ずつ9名で構成してきております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、同じページP150の最低賃金審議会令第5条第2項で「委員の3分の2以上又は各側3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をす

ることができない。」と規定されていますので、専門部会の場合、公労使9人のうち、6人以上、又は各側1人以上の出席が必要となります。

議決につきましては、第5条第3項におきまして、「過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されております。

次に最低賃金審議会令第6条第5項をご覧ください。

「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

宮崎では、運営小委員会において、この規定を採用するかどうか、毎年、確認しております。

専決事項の基本的な考え方につきましては、資料のP7「最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について」をご参照ください。

宮崎では、これまで地域最賃でも産別最賃でも、専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第6条第5項を採用することとしてきました。

専門部会で、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合については、原則3日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すものとなっております。

また、資料P8の流れ図をご覧ください。専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成・提示し了解を得ます。それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申をすることになります。

この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないこととなります。

専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決します。そして、部会報告書を作成・提示し了解を得ることとなります。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申することとなります。

以上です。

【松岡会長】

専門部会について、事務局より説明がありましたが、従来どおり専門部会を設置するということと進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専門部会で調査審議していただくことにしたいと思います。

専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦いただきたいと思います。事務局から、推薦手続きについて説明をお願いします。

【室長補佐】

専門部会を設置して調査審議することになりましたので、委員任命のための推薦依頼の手続きを進めることといたします。

推薦締切日は令和3年7月21日(水)までとさせていただきたいと存じますので、労使各側よりしくお願い致します。

【松岡会長】

ここで、配付資料について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

お手元に審議会レジメ、審議会資料、宮崎労働局作成の「宮崎県の賃金」、労働調査会発行の「令和3年度版 最低賃金決定要覧」をお配りしております。

本日配付の資料について簡単に説明させていただきます。

資料 1 (1ページ)は、第56期の宮崎地方最低賃金審議会委員名簿となります。任期について、令和5年4月30日までになります。

次に資料 2 (3ページ)は、「宮崎地方最低賃金審議会運営規程」で、審議会の運営に関する合意事項をルール化したものです。ここで、議事録について、第7条に規定されております。各種申請書が令和2年12月から押印廃止となっておりますので、議事録についても公労使各1名の方に、確認いただいたことを記録し、署名押印は廃止したいと考えておりますので、第7条第1項の改正を運営小委員会にお諮りいたします。

次に資料 3 (5ページ)からは、「宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」で、地域別最低賃金や産業別最低賃金の改正に当たって設置される専門部会の運営に関して、合意事項をルール化したものです。

次に資料 4 (7ページ)は、最低賃金専門部会の運営に係る「最低賃金審議会令第6条5項採用に関する基本的な考え方」で、次ページが、これを簡単にフロー図としたものです。

次に資料 5 (9ページ)は、令和2年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況です。

次に資料 6 (11ページ)には、今年度の運営計画(案)を示してございます。運営計画(案)のタイムテーブルは、8月6日に結審した場合の、10月2日発効とした場合を添付しておりますが、詳細につきましては、この後の運営小委員会におきまして審議していただくこととなります。

資料 7 (13ページ)からは、今年度の答申日別 最短効力発生予定日一覧表です。

資料 8 (19ページ)は、宮崎県最低賃金の一覧表です。

資料 9 (21ページ)は、年次別最低賃金額及び引上げ額・率の一覧表で、平成13年度以降の地賃、各産別最賃の改定状況について、金額、引上げ額、率を一覧表にしたものです。

令和2年度は、地域別最賃が3円の引き上げとなっております。

産別最賃は、肉・乳製品製造業・各種商品小売業は改正がありませんでした。電気機械器具製造業は3円、自動車(新車)小売業は4円の引き上げとなっております。

資料 10 (23ページ)は、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移」です。最賃の改定後、例年、1月から3月に実施しております。

本年(令和3年1～3月)の宮崎労働局における監督件数は110件で、違反事業場数は7件、違反率は6.4%でした。

次のページは、違反事業場7件の最低賃金額以上を支払っていない理由と、監督実施事業場における働き方推進センターと業務改善助成金の認識状況です。違反理由としては「適用される最賃額を知らなかった」が最も多く、次いで「最低賃金の改定を知っていたが賃金を改定していなかった」と「賃金を時間額に換算して比較していなかった」が同数となっております。働き方推進センターと業務改善助成金の認識状況は、2割に届かず、大変低い状況でした。

次の(25ページ)は、全国の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。前のページの宮崎局と全国の状況を比べますと、違反率は宮崎が低い状況です。

次に資料 11 (27ページ)からは、最低賃金制度についての中賃の資料となります。全国加

重平均は8年間で153円の引上げとなっております。

資料 12 (37 ページ) は、今年度の業務改善助成金のリーフレットです。

資料 13 (39 ページ) からは、宮崎県が作成している資料で、平成31年4月の生計費及び労働経済関係資料となります。

資料 14 (43 ページ) からは、宮崎県統計調査課が6月18日に公表した「5月の主要指標」です。48Pの宮崎市の消費者物価指数の総合指数の概況は前月比(+)0.1%の上昇、前年同月比は同水準となっております。54Pの完全失業率は標本誤差に注意を要しますが、全国平均と比べて、低い傾向にあります。

資料 15 (55 ページ) からは、宮崎財務事務所が発表している「法人企業景気予測調査」です。その内容は、令和3年5月15日を調査時点として実施した「法人企業景気予測調査」について、県内企業109社からの回答から企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を統計的に示したものとなっております。景況判断は、製造業は「上昇」超に転じ、非製造業は「下降」超幅が縮小となっております。

資料 16 (67 ページ) からは、日本銀行宮崎事務所が6月4日に発表した「宮崎県金融経済概況」です。

宮崎県の景気は、このところ足踏み状態となっております。

資料 17 (75 ページ) からは、宮崎労働局職業安定部が6月29日に発表した「5月の雇用失業情勢」です。

有効求人倍率1.34倍と前月より0.04ポイント上昇となっております。

資料 18 (95 ページ) からは令和2年3月高校卒業後の状況です。102ページに県内就職率は58.0%で、全国順位は45位と書かれています。前年度より率は上がりましたが、順位は1番下がりました。

資料 19 (105 ページ) からは民間調査会社による2020年の県内の休廃業・解散動向調査です。件数は453件で、2年連続の減少となっております。

資料 20 (111 ページ) からは民間調査会社による人手不足に対する九州企業動向調査です。

資料 21 (117 ページ) からは2020年の全国の企業倒産件数です。119ページに、宮崎県の倒産状況は令和3年3月までの棒グラフと折れ線グラフで示されています。121ページに、令和2年の倒産件数と負債額は前年度と比べて上昇しています。

資料 22 (123 ページ) からは新型コロナウイルス関連破たん倒産件数です。

資料 23 (129 ページ) からは先週6月22日に開催されました中央最低賃金審議会資料で最低賃金に係る部分を抜粋してあります。

資料 24 (147 ページ) からは同日に開催されました目安小委員会の資料の抜粋です。P165に春季賃上げ妥結状況がございます。

305ページのとおり全国的には平成27年度から生活保護との乖離は解消されております。

P306からは都道府県別の統計資料です。宮崎県の数字がありますので、ご確認ください。

以上が配付資料の説明です。

続きまして、決定要覧を説明します。6ページからが「最低賃金の決定の仕組み」です。18ページからが「全国の年次別推移」です。発効日と金額の変化を確認ください。167ページからが令和2年7月22日の目安答申です。

177ページが目安ランクの推移です。九州は福岡を除き、全県Dランクです。要覧に掲載されている内容については資料から割愛しました。

最後に「宮崎県の賃金」を説明します。5ページが全国の最低賃金の状況です。宮崎県内の

事業場で働くすべての労働者とその事業主の人数です。

39 ページが全国の初任給の比較です。

43 ページからが全国との賃金比較です。男女別・規模別です。

以上で資料説明を終わります。

【松岡会長】

ただいまの説明で質問はございませんか。

(質疑なし)

【松岡会長】

特に無いようですので、議題3の「今後の審議の進め方について」ですが、当審議会では、例年、審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思います。

まず、運営小委員会の従来を進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

運営小委員会の従来を進め方について説明いたします。

資料3ページの宮崎地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。

運営小委員会の設置については、審議会運営規程第3条に規定されております。

第3条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とされております。

次に小委員会の構成についてですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公・労・使2名ずつで構成し出席いただいております。

座長には、公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしております。

検討結果につきましては、本審に報告いたしまして、審議計画の確認などを行っております。

運営小委員会では、令和3年度の審議スケジュールを審議いただきます。

また、最低賃金審議会令第6条5項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても審議いただいております。

以上が運営小委員会の説明になります。

【松岡会長】

ただいま、説明がありましたけれども、これまでと同様、今年度も従来どおり設置するということよろしいですか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、各側、運営小委員会の委員を2名選出ということで、お願いします。

委員は、本日この場で選出したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、委員の選出については各側委員より発言をお願いしたいと思います。
労働者側委員については、いかがでしょうか。

【中川委員】

はい、労働者側委員は鎌田委員と私、中川の2名でお願いします。

【松岡会長】

使用者側委員については、いかがでしょうか。

【河野委員】

奥野委員と私、河野でお願いします。

【松岡会長】

公益委員については、橋口委員と私松岡とでお願いしたいと思います。
それでは、労働者側委員として、鎌田委員と中川委員、
使用者側委員として、奥野委員と河野委員
公益側委員として、橋口委員と私松岡

以上6名の委員で運営していきたいと思います。

運営小委員会の日程については、予め事務局で調整していただいております。本日、この本審終了後に開催するということになっておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思います。
続きまして 議題3 その他、についてですが、事務局の方からは、今回について議題はないと
のことですが、各側何かご発言はありませんでしょうか。

(発言なし)

【松岡会長】

特にご発言もないようですので、本日の議事を終了したいと思います。
本日の議事録については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

では、議事録は公開ということにいたします。

本日の議事録の確認は中川委員、河野委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは 以上をもちまして、令和3年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
